

仕様書

京都市文化市民局市民スポーツ振興室

件 名	京都市山科中央公園除草・剪定業務
契 約 期 間	契約締結日から令和8年9月30日まで
契 約 条 件	1 業務を行う公園の名称及び所在地 (1) 名称 京都市山科中央公園 (2) 所在地 京都市山科区西野阿芸沢町 2 総則 (1) 本仕様書における「発注者」とは、京都市（京都市役所：京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488）とする。発注者は、山科中央公園における除草・剪定作業（以下、「本業務」という。）の発注者としての権利及び義務を有する。 (2) 本業務の受注者は、関係法令を遵守するとともに、本仕様書に基づき完全に施工すること。 (3) 作業中は、公園利用者及び通行人の妨げにならないように注意を払うこと。受注者の怠慢及び過失により生じた損害は、全て受注者の負担とする。 (4) 発注者は、常に管理現場の状況に精通し、かつ受注者と連絡を密にして、委託業務の進捗を図ること。 (5) 業務の完了 ア 業務の完了は、完了届け及び完了報告書（作業前後の写真付き）を担当職員の指定する場所に納入し、担当職員の受理をもって業務の完了とする。 イ 前項の完了報告書の納入の際、担当職員が不受理とした場合、受注者は、遅滞なくこれを引き取り、速やかに当該成果品を補修又は再製し、改めて提出すること。 (6) 本件に係る経費は、原則として清算払いとする。業務完了後、京都市の指定する方法により、代金を受注者に支払う。 3 安全管理 (1) 受注者は、常に作業の安全に留意して現場の管理に努めること。 (2) 受注者は、公衆の生命財産に関する、危害迷惑を掛けないように必要な措置を講じること。 (3) その他、安全管理に必要な事項が生じた時は、監督員と協議により定める。

	4 作業内容 除草・剪定作業 (1) 契約期間中に、管理区域の除草・選定作業を実施する。 なお、実施時期（原則として平日）については受注者と協議の上定めるものとする。 ※作業範囲については別紙添付図参照 (2) 午前9時から午後5時の間に作業を行うものとする。 (3) 剪定については、公園内の利用及び公園外の通行の支障となる枝葉を主な対象として、枯損枝や危険枝等を含めるものとする。 ※作業対象については別途添付図参照 (4) 刈草等は、適正に処分すること。 5 提出書類 (1) 完了届および完了報告書（作業前後の写真付き） 業務実施後は、作業記録写真を作成し業務完了時に提出すること。 ただし、発注者からの提出依頼があれば何時でも提出すること。 (2) 受注者は、事故等があった場合、発生日に速報を、事故発生から3日以内に報告書を提出すること。 6 その他 (1) 受注者は、契約候補者として決定後速やかに依頼課担当者と連絡を取り、作業のスケジュール等について調整すること。 (2) 業務に必要な物品等（用具や使用する車両等）及び刈草等の処分代は、全て受注者負担とする。 (3) 委託業務内容の変更及び本仕様書に定めのない事項については、協議により定める。 (4) 除草・剪定作業等で発生した事故、負傷等については、京都市では一切の責任を負わない。
--	--